

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

「フェアネス」「透明性」の理念に基づき、健全で透明度が高く、環境の変化に迅速かつ的確な対応ができる経営体制や経営システムを確立することが、当社のコーポレートガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最も重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】 当社は、当社の株主構成を勘案し、機関投資家や海外投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や海外投資家に向けた英文による情報提供が必要と認識しています。当社では、招集通知については、英訳にて情報提供を行っておりますが、議決権電子行使プラットフォームについては、単元株式所有者数が4千人程である状況から、費用対効果も考慮して、利用しておりません。今後、それらの状況が変わった場合に改めて検討いたします。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

企業理念・経営戦略を当社ホームページ及び決算説明資料にて開示しております。具体的な社内用経営計画は作成しております。開示につきましては、今後も検討いたします。

【補充原則4 - 10】

当社では、独立社外取締役を3名選任しています。取締役会の過半数には達成していませんが、各独立社外取締役とも、自身の高い専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っています。今後は、任意の指名委員会・報酬委員会の諮問委員会の設置に関しても検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4. 政策保有株式】

当社は、いわゆる政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有に関する方針を開示すべきであることを認識しております。政策保有株式は経営参加や系列化、営業関係強化などを主目的として投資するものであり、「フェアネス」と「透明性」を企業理念としている当社では、自主独立経営を進めており、顧客へのサービス向上を目的とする業務提携意以外の政策保有株式は保有しないことを基本方針と定めております。

【原則1 - 7. 関連当事者間の取引】

当社では、関連当事者間の取引について、該当する役員を特別利害関係人として当該決議の定足数から除外した上で取締役会において決議する旨規程に定めております。

また、新たな取引先との取引時においては、関連当事者に該当するかの確認を行っております。さらに、すべての役員に対して年度毎に関連当事者間取引の有無について再度確認を行うなど、関連当事者間の取引を管理する体制を構築しております。

【原則2 - 6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社の年金の運用は、現在、公的年金のみで、企業年金は行っていません。

今後、企業年金での運用を行った際は、アセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運用面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきであることを認識しております。

【原則3 - 1. 情報開示の充実】

() 企業理念・経営戦略を当社ホームページ及び決算説明資料にて開示しております。具体的な経営計画につきましては作成しているものの、開示していないため、開示時期につきましては、今後の検討事項と考えております。

() コーポレートガバナンスの基本方針を当社ウェブサイト、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書に記載しております。

() 役職に応じた月額固定報酬の「基本報酬」と全社業績計画に対する達成度を基準とした「業績連動報酬」で構成されております。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については役割及び責任に応じた基本報酬のみを支給しております。

() 取締役並びに社外取締役の指名を行うに当たっての方針・手続きについては、社内規程等で定めておりませんが、当社の企業理念に基づき、当社の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること等を総合的に判断し指名の手続きを行っております。また、社外取締役の独立性に関しては、東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、当社との間に特別な人的関係、資本関係その他利害関係がないことで独立性を有しているものと考えております。なお、社外取締役の選任理由については、株主総会招集通知並びに有価証券報告書に記載しております。

() 取締役・社外取締役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しております。

【補充原則4 - 1 経営陣への委任範囲の明確化と概要の開示】

当社は、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく業務執行体制としての経営会議及び各事業分野毎の最高執行責任者・執行会議体を設け、経営の意思決定と業務執行の分離の確立を図っています。その概要については、当社ホームページやコーポレートガバナンスに関する報告書等にて開示しています。

取締役会は、法令及び定款に定められた事項、当社の重要事項等を決定しています。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

取引所の定める独立性基準に抵触しないことはもとより、経営陣から独立した客観的立場にあること、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断できることを加味し、独立性を判断しております。

取締役会の取締役会は、取締役が4名、社外取締役が3名で構成しています。取締役及び社外取締役は、性別を問わず、高い専門性を有する人材を選任するなどして、事業の競争力を伸ばしながら持続可能な成長が図れるよう十分配慮しております。

【補充原則4 - 11 取締役会全体のバランス、多様性、規模に関する考え方】

取締役会は、取締役が4名、社外取締役が3名で構成しています。取締役及び社外取締役は、性別を問わず、高い専門性を有する人材を選任するなどして知識・経験・能力のバランスと多様性を確保することで、事業の競争力を伸ばしながら持続可能な成長が図れる体制とすることが重要だと考え、取締役を選任しております。

【補充原則4 - 11 取締役・監査役の兼任状況】

兼任の状況につきましては、株主総会招集通知および有価証券報告書に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

取締役会の実効性評価につきましては、社外取締役が中心となり、各取締役を対象にアンケート等を用いた状況確認を行い、その結果として実効性の分析や評価を行っております。

また、今後につきましては、評価方法の高度化も図りながら、引き続き、取締役会全体の実効性の向上に取り組んでまいります。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役のトレーニング】

取締役、社外取締役は必要に応じ適宜外部研修に派遣し、必要な知識を修得しております。

また、この基本方針につきましては、コーポレートガバナンスに関する報告書にて開示しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、各ステークホルダーとの信頼関係を構築し、建設的な対話を行っていくことが中長期的な企業価値の向上に有益だと考えております。当社のIR活動を支えるため、情報開示体制の整備および適時・適切な情報開示を推進しているほか、IR担当部署を経営企画本部、IR担当役員を総務、財務、経理、法務部門を統括する経営企画本部長とし、社内の連携をとりながら対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社サカタホールディングス	2,031,100	17.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	606,600	5.09
株式会社日本カस्टディ銀行(信託E口)	540,000	4.53
坂田 明	477,500	4.01
明豊従業員持株会	344,381	2.89
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	317,100	2.66
松村 孝一	155,000	1.30
川見 興	154,700	1.30
野村 勝朗	153,900	1.29
大貫 美	139,000	1.17

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 第一部

決算期

3月

業種 更新

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項ありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
志賀 徹也	他の会社の出身者													
小須田 明子	他の会社の出身者													
土屋 純	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
志賀 徹也				就任前の経歴を踏まえ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員に指定しています。
小須田 明子				就任前の経歴を踏まえ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員に指定しています。

土屋 純				就任前の経歴を踏まえ、豊富な経験と幅広い見識を有していることから、独立役員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員に指定しています。
------	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に関し、業務執行上の指導命令系統には属さず、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意を得るものとします。

また、当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとします。

これらにより当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保いたします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、内部監査室に必要な調査を要請することができるものとし、内部監査室はこれに協力するものとします。

監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果の報告を受けるため、内部監査室との間で定期的な報告会を開催します。

また、会計監査人との間でも定期的に意見交換を行うものとしており、相互に連携しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度と、業績を反映したストックオプション制度について、指標は単年度の損益を基礎とし、各役員の役割・担当業務の取り組み状況等を総合的に勘案して取締役会決議に基づき決定しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、優秀な人材を確保し、企業価値の向上を図ることを目的として付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役(監査等委員を除く) 4名 119,805千円(うち社外 - 名 - 千円)
取締役(監査等委員) 4名 9,990千円(うち社外 4名 9,990千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役(監査等委員を除く)の報酬額は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、職位別に前期の職務遂行に応じた業績加減を行って算定しています。

各監査等委員の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、監査等委員会で決定した基準に従い算定しております。

取締役(監査等委員を除く)の報酬は、2016年6月23日開催の第36期定時株主総会にて年額150百万円以内(役員員数5名)とし、当該報酬額とは別枠で、取締役に對して、年額60百万円以内の範囲で、ストック・オプションとしての新株予約権(株式報酬型ストック・オプション Bタイプ)を割り当てることについて決議いただいております。

また、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会にて退職金相当額として付与する譲渡制限付株式を年額40百万円以内の範囲で決議いただいております。

社外取締役(監査等委員)の報酬は、2016年6月23日開催の第36期定時株主総会にて年額50百万円以内(役員員数3名)とすることについて決議いただいております。

なお、上記の株式報酬型ストック・オプション Bタイプについては、2021年6月25日開催の第41期定時株主総会にて取締役(監査等委員である取締役、社外取締役及び非常勤取締役を除く。)に対する株式報酬型ストック・オプション Dタイプとして、年額60百万円以内とすることについて決議いただいております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役会開催日を事前に定めることのほか、臨時に開催する場合においては、出席可能となるよう余裕をもって召集をかけております。また、取締役会開催前に議案に関する資料を提供することにより、検討するための時間を十分持つことができる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の経営管理組織等の構成をその機能は次のとおりです。

1. 取締役会

取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名、監査等委員である社外取締役3名で構成されております。

取締役会は原則として毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針、経営上の重要事項の決定、業務施策の進捗状況確認等、経営上の重要な意思決定を行う体制としております。

(報酬決定等の機能に係る事項)

当社の役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会であり、取締役会決議に基づき、代表取締役2名が、各取締役(監査等委員を除く。)の報酬額について、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で協議し、事前に監査等委員会へ報酬決定に関する資料を提出し、監査等委員会の同意を得た上で取締役会で決定しております。

2. 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名はすべて社外取締役に構成されており、原則として月1回開催しております。

各監査等委員は、監査等委員会で定めた監査の基本方針・監査計画に従い、取締役会への出席、重要な決裁書類等の閲覧及び内部統制部門の報告や関係者の聴取など、取締役の業務執行及び内部統制についての監査を実施しております。

監査等委員会では監査等に関する重要な事項の報告、協議及び決議を行っております。

取締役候補者の指名にあたっては、監査等委員会が取締役の相互評価や各取締役とのヒアリング結果等を踏まえて評価を行ない、同意すること、透明性・公平性の高い指名体制を整えています。

また、会計監査人や内部監査担当者と定期的に情報交換を行うなど、連携した経営監視体制を整えるものとします。

3. 内部監査室

当社は、代表取締役直属の組織として内部監査室を設けております。

内部監査室は、当社の事業活動が法令や社内規程に基づいて適切かつ効果的に行われているかを監査し、その結果を各取締役に報告しております。また、内部監査室は、監査等委員会と連携して効果的な内部監査を実施しております。

4. 会計監査の状況

当社は、会社法に基づく会計監査人及び金融商品取引法に基づく会計監査人に監査法人日本橋事務所を選任し、監査を受けております。

同監査法人に所属する公認会計士遠藤洋一氏、森岡健二氏、千保有之氏が中心となり、その他補助人とともに当社の会計監査業務を執行しております。

5. 執行会議、事業推進会議

当社は、会社の業務遂行に関する重要事項について、個別経営課題の協議の場として、執行役員によって構成される執行会議を、また、取締役、執行役員、部門長によって構成される事業推進会議を定期的に開催しております。ここでは、各経営課題や業務執行について実務的な検討

が行われ、経営の迅速な意思決定を支えています。また、その開催内容、意思決定結果につきましては監査等委員である社外取締役へ速やかに報告し、必要に応じて会議参加者と監査等委員と議論を行える体制を整えています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

現在の体制を選択している理由は、取締役会により適確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外取締役3名で構成する監査等委員会による経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化を図るために有効に機能していると判断したためであります。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	発送期限は2021年6月11日ではありますが、2021年6月7日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の活性化やIRの観点から第一集中日を避けて株主総会日を設定しております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(要約)の英訳版を、東京証券取引所に提出するとともに、当社ホームページ(英語版ページ)に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ホームページに掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算及び第2四半期決算の都度開催しております。(2021年3月期の決算説明会に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点により、動画配信を行いました。)	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページにIR資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	部署は、経営企画部本部(03-5211-0066)であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	株主、投資家をはじめとするあらゆるステークホルダーとの関係について、倫理規程に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境及び近隣地域のCSR団体に加盟し、他の加盟社の活動やボランティア情報を収集し、会社として活動する他、社員へ啓蒙を図り、一体となって活動しております。ペーパーレス化等による紙使用量の削減、廃棄物の削減等を実施しております。また、顧客向けのサービスとして、環境負荷の低減、環境に配慮した建築の導入・運用等に関するプロジェクトを通じて、顧客の環境目標の達成を支援する事業を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会、プレスリリース、ホームページ等を通じて、適宜情報発信しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、内部統制システムを構築し、整備しております。

1 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全取締役が法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた倫理規程を作成し、取締役が法令・定款等に違反していることを取締役又は社員等が発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

全使用人に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンスを定めた服務規程を作成し、全使用人が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度を構築し、コンプライアンスに関連する事態が発生した場合に、その内容・対処案が取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築する。

取締役、社外取締役は適宜外部研修に参加し、必要な知識の修得を図ります。

2 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書(以下、「職務執行情報」という。)の取扱いは、当社文書管理規程に従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

職務執行情報をデータベース化し、当該各文書等の存否及び保存状況を直ちに検索可能とする体制を構築する。

前2項に係る事務は、経営管理担当取締役が所管する。

3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査室を設置する。

内部監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検証し、監査実施項目に遺漏なきよう確認し、必要があれば監査方法の改訂を行う。

内部監査室の監査により法令定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに内部監査室長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。

内部監査室の活動を円滑にするために、プロジェクト管理規程、関連する社内規程(債権管理規程、経理規程等)などの整備を各部署に求め、また内部監査室の存在意義を全使用人に周知徹底し、損失の危険を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導する。

4 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画等に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとする。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行う。

業務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項についてはすべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な情報が全役員に提供される体制をとるものとする。

5 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の親会社及び子会社となる会社は存在しないが、今後企業集団として業務を行う必要が生じた場合には、企業集団としての企業行動指針を定め、企業理念の統一を保つこと等を行う。

6 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会から事務局の設置する。設置にあたっては、監査等委員会の意見を聴取し、人事担当取締役その他の関係各方面の意見も十分に考慮して決定する。

7 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査等委員会の同意を必要とする。

監査等委員会付き使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行しその評価については監査等委員の意見を聴取するものとする。

8 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人への指揮権は、監査等委員に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないこととする。

監査等委員の職務を補助すべき使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査等委員に係る業務を優先して従事するものとする。

9 取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査等委員会の定めるところに従い、各監査等委員の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととする。

前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。

- ・当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- ・業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
- ・内部通報制度の運用及び通報の内容
- ・社内申請書等監査等委員から要求された会議議事録等の内容

10 監査等委員への報告をした者が当該報告を理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、取締役会及びその他業務執行の重要な会議へ出席し、意見を述べるとともに、当社における重要事項や損害を及ぼす恐れのある事実等について、報告を受けることができる体制になっています。

取締役及び使用人は、当社に重大な損失を及ぼすおそれのある事項、違法または不正行為を認知した場合の他、会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を、監査等委員に報告することとする。

上記の報告体制に関する実効性を確保するため、社内規程等に基づき、その当該体制を明確化し、取締役及び使用人に対して周知する。

当社は、内部通報制度を通じた通報を含め、監査等委員に報告したのものに対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他の不利な取り扱いを行わないこととし、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

11 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項 監査等委員がその職務の執行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用又は債務を処理する。

12 その他の監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は内部監査室と監査計画を協議すると共に、内部監査室の監査結果並びに指摘及び提言事項等について協議を行う等密接な情報交換を行う。また、監査等委員は会計監査人とも密接な連携を行う。

代表取締役社長と監査等委員は、定期的に会合を持ち、幅広く意見の交換を行う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力(いわゆる暴力、威力、詐欺的手法を用いて、不当な請求をする集団又は個人)との関係遮断の基本方針を規程に定め、周知することにより、反社会的勢力との関係を遮断する。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

倫理規定、反社会的勢力対応規程に基づき、担当部署が顧問弁護士や警察及び外部専門機関と連携して迅速な行動をとることができる体制を整備しております。企業理念、企業行動指針、倫理規程、服務規程、内部通報規程、反社会的勢力対応規程等について、入社時教育のほか、適宜全社員を対象とした勉強会を開催することで、その理解と遵守を社員に働きかけております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の適時開示体制の概要は、次のとおりです。

1 適時開示体制の整備に向けた取組み

当社では、ディスクロージャーへの積極的な取り組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけております。すべての株主に対して実質的な平等性を確保するとともに、株主の権利の確保と適切な権利行使に資するため、ポジティブまたはネガティブであるにかかわらず、速やかな情報開示を行えるよう体制を整備しております。

下記2の適時開示担当組織によって、各部署、各機関において発生した事実や決定した事実について、その都度、その内容が適時開示に係る規則等に照らし適切であるかを確認、点検し、正確かつ公平な情報開示を適切に行えるよう努めております。

また、社員に対する周知啓蒙や情報管理については、「内部者取引管理規程」を社員全員に閲覧可能とすることで周知徹底を図るとともに、社員入社時と年1回全従業員が「内部者取引管理規程」の定めに従う旨の記載のある誓約書の差し入れや、ワークアラウンドを踏まえて、定期的に社内研修をすることによって随時教育しております。

2 適時開示担当組織(担当部署及び人員数等)の状況

担当部署名

経営企画本部 経営管理部

情報取扱責任者の役職

常務取締役 経営企画本部長

実効性のある内部統制システムを構築しつつ、内部監査及びリスク管理体制の整備に取組み、コーポレート・ガバナンスの強化に努めます。コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は次のとおりです。

